

福知山市後援名義等使用承認事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、福知山市（以下「市」という。）の共催又は後援にかかる名義等（以下「後援名義等」という。）の使用を承認する場合の事務取扱いについて必要な事項を定めることにより、名義等使用承認事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業を主催する団体等に対し、経費等の負担の有無を問わず、市が当該事業に参画し、主催する団体等との共同の責任をもって事業をするものをいう。この場合においては、市側で実施決裁を要するものとする。
- (2) 後援 事業を主催する団体等に対し、経費等の負担の有無を問わず、市が当該事業の趣旨に賛同するものをいう。

(申請)

第3条 市の共催又は後援を受けようとする者は、後援名義等使用承認申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる必要書類を、事業実施の2週間前までに、当該事業の趣旨目的と最も関係の深い事務事業を所管する部署を通じて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 参加費等がある場合は、収支予算書
- (3) 初めて後援等を申請される場合は、主催団体規約及び会員名簿等

(審査)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、次に掲げる審査基準により審査するものとする。

- (1) 団体等に関する審査基準
 - ア 地域振興活動及び福祉・教育・学術・文化・スポーツの普及又は振興に寄与する団体であること。
 - イ 団体の組織が明確でかつその運営が適切であること。
 - ウ 特定の宗教活動や政党に関係するものでないこと。
- (2) 事業に関する審査基準
 - ア 事業の内容が、前号に定める団体の目的に適合し、地域の振興を図るものであること。
 - イ 国、府及び市の政策方針に反しないこと。
 - ウ 事業対象が全市的なものであり、市民に参加の機会が与えられていること。
 - エ 収益を目的とするものでないこと。
 - オ 参加費等は原則として徴収しないものであること。ただし、事業内容により止むを得ず徴収をする場合は実費等適切なものであること。

- カ 特定の宗教や政党を支持するものでないこと。
- キ 社会秩序や公序良俗に反するものでないこと。
- ク 賛否の分かれる議論があり市民や国民の評価の定まっていない問題を取り扱っていないこと。
- ケ 本市外で開催の場合は、本市市民の参加が可能であること。

(承認の決定)

第5条 市長は、後援名義等の使用承認を決定したときは、後援名義等使用承認決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(承認の条件)

第6条 市長は、後援名義等の使用承認に当たって次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 後援名義等の使用は、申請行事のみとし、期間は承認した日から当該事業終了時までとすること。
 - (2) 事業計画を変更又は中止をしようとする場合は速やかに変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出すること。
 - (3) 事業実施に当たっては関係法令を遵守し、関係機関との調整や許認可を取るほか安全管理を徹底し、事故を未然に防ぐよう安全策を講じること。
 - (4) 事業が終了した場合は、速やかにその結果について市長に報告書(様式第4号)を提出すること。なお、申請時に収支予算書を提出している場合は、決算書も併せて添付すること。
 - (5) 前各号に規定する条件を履行しなかった申請者に対しては、新たな承認をしない。
 - (6) 後援名義等の使用の承認を受けた申請者が、要件に該当しないこととなったとき、又は不正の手段により後援名義等使用の承認を受けたときは、名義使用の承認を取り消す。この場合は、その理由を付した文書により承認を受けた申請者に対し通知する。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは必要な条件を付することができる。

(変更・中止の承認)

第7条 市長は、前条第2号の申請に関し、申請事項を承認した場合は、後援名義等使用変更・中止承認決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の承認に当たって、市長が必要と認めるときは必要な条件を付することができる。

(承認の取消し)

第8条 後援名義等の使用の承認を受けた者が、第4条の要件に該当しないこととなったとき、又は不正の手段により後援名義等使用の承認を受けたときは、当該後援名義等使用の承認を取り消すものとする。この場合において、その理由を付した文書により承認を受けたものに対し通知するものとする。

附 則

この基準は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年 8月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月4日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

改正後の福知山市後援名義等使用承認事務取扱基準の規定は、令和6年10月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

福知山市長

様

(〒 -)

住 所

団 体 名

代表者名

(連絡先等電話番号 - -)

後援名義等使用承認申請書

下記の事業について、福知山市の後援名義等の使用の承認を受けたいので申請します。

記

事業の名称	
実施期間	年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 年 月 日 () 午前・午後 時 分
実施場所	
対象及び 参加予定者	
事業の内容	
後援等依頼事項	後援名義の使用 ・ 共催名義の使用 (該当に○をつける) その他 ()
申請者の概要 (事業内容 ・ 実績等)	

様

福知山市長

後援名義等使用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました件につきましては、下記のとおり承認します。

記

事業の名称	
実施期間	年 月 日（ ）午前・午後 時 分～ 年 月 日（ ）午前・午後 時 分
承認事項	後援名義の使用 その他（ ）
承認の条件	
1 名義使用は、申請行事のみとし、期間は承認した日から当該事業終了時までとします。	
2 事業計画を変更又は中止をしようとする場合は速やかに変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出してください。	
3 事業実施にあたっては関係法令を遵守し、関係機関との調整や許認可を取るほか安全管理を徹底し、事故を未然に防ぐよう安全策を講じてください。	
4 事業が終了したときには、申請者は、その結果について市に報告書（様式第4号）を提出してください。 なお、申請時に収支予算書を提出している場合は、決算書もあわせて添付してください。	
5 前各項に規定する条件を履行しなかった申請者に対しては、新たな承認をしません。	
6 後援名義等の使用の承認を受けた申請者が、要件に該当しないこととなったとき、又は不正の手段により後援名義等使用の承認を受けたときは、名義使用の承認を取消します。この場合は、その理由を付した文書により承認を受けた申請者に対し通知します。	

福知山市長

様

（〒 — ）

住 所

団 体 名

代表者名

（連絡先等電話番号 — — ）

後援名義等使用変更・中止承認申請書

後援承認を受けた下記の事業について、事業内容を（変更・中止）したいので申請します。

記

後援名義 等承認	年 月 日付け 第 号	
事業の名称		
実施期間	変更前	年 月 日（ ）午前・午後 時 分～ 年 月 日（ ）午前・午後 時 分
	変更後	年 月 日（ ）午前・午後 時 分～ 年 月 日（ ）午前・午後 時 分
実施場所	変更前	
	変更後	
対象及び 参加予定者	変更前	
	変更後	

※中止の場合は、実施期間の欄以下は記載不要です。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

福知山市長

様

（〒 ー ）

住 所

団 体 名

代表者名

（連絡先等電話番号 ー ー ）

後援名義等使用事業終了報告書

下記のとおり、事業が終了しましたので報告します。

記

後援名義等承認	年 月 日付け	第 号
事業の名称		
実施期間	年 月 日（ ）午前・午後 時 分～ 年 月 日（ ）午前・午後 時 分	
事業の実績 （具体的に成果などを記入してください）		

- （備考）1 事業に関する写真、印刷物等事業の実施内容を把握できる資料もございましたら添付ください。
- 2 申請時に収支予算書を提出している場合は、決算書もあわせて添付してください。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

福知山市長

後援名義等使用変更・中止承認決定通知書

年 月 日付け（ 号）で申請のありました件につきまして
は、下記のとおり承認します。

記

事業の名称	
変更等の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
承認の内容	年 月 日付け後援名義等使用変更・中止承認申請書記載のとおり
承認の条件	従前のとおり